

改正労働協約

日本労働

大改合同労働組合規約

第一條

本

組

日本労働同盟

第二條

本

組

日本労働同盟

第三條

本

組

日本労働同盟

第四條

本

組

日本労働同盟

第五條

本

組

日本労働同盟

第六條

本

組

日本労働同盟

第七條

本

組

日本労働同盟

一、日本労働同盟は、労働者及び労働者の利益を保護し、労働条件の改善を期すことを目的とする。

二、日本労働同盟は、労働者の権利を擁護し、労働者の生活を向上させることを目的とする。

三、日本労働同盟は、労働者の福利を促進し、労働者の健康を維持することを目的とする。

四、日本労働同盟は、労働者の教育を奨励し、労働者の知識を向上させることを目的とする。

五、日本労働同盟は、労働者の意見を代表し、労働者の利益を主張することを目的とする。

六、日本労働同盟は、労働者の権利を侵害する行為を防止することを目的とする。

七、日本労働同盟は、労働者の生活を安定させることを目的とする。

八、日本労働同盟は、労働者の福利を促進することを目的とする。

九、日本労働同盟は、労働者の教育を奨励することを目的とする。

十、日本労働同盟は、労働者の意見を代表することを目的とする。

十一、日本労働同盟は、労働者の権利を侵害する行為を防止することを目的とする。

十二、日本労働同盟は、労働者の生活を安定させることを目的とする。